

検討事項案その24 (仲裁法制に関するとりまとめについて〔その5〕)

【 目 次 】

1 消費者と事業者との間の仲裁に関する特則について

1 消費者と事業者との間の仲裁に関する特則について

【参照】検討会資料31

(案)

当面の暫定的な措置として、消費者と事業者との間の仲裁契約は、紛争発生後に締結したもののみを有効とし、将来生じる紛争を対象とする仲裁契約は無効とする。

(案)

当面の暫定的な措置として、消費者と事業者との間で将来生じる紛争を対象とする仲裁契約が締結されたときについて、次のとおりとする。

- (1) 消費者は、消費者自らが仲裁に付する申出をするか、事業者からの仲裁に付する申出に対して仲裁廷から(3)に定める説明を受けた後に、仲裁の対象である事項について、仲裁廷の面前において陳述をするまでは、いつでも仲裁契約を解除することができるものとする。
- (2) 仲裁廷は、事業者が仲裁に付する申出をした場合において、消費者に対し、審問への出頭を求めるときは、次に掲げる事項を記載した書面を送付しなければならないものとする。

ア 仲裁契約が消費者の出訴を制限するものであり、仲裁判断は、確定判決と

同一の効力を有するものであること

イ 消費者は、仲裁の対象である事項について、仲裁廷の面前において陳述するまで仲裁契約を解除できること

ウ 消費者が最初の審問期日に出頭しなかった場合は、消費者が仲裁契約を解除したものとみなされること

(3) 仲裁廷は、事業者が仲裁に付する申出をしたときは、消費者に対し、消費者が本案について陳述するまでに消費者の面前において、(2)ア及びイに掲げる事項を説明しなければならないものとする。

(4) 事業者が仲裁に付する申出をした場合において、仲裁廷が消費者に対し審問への出頭を求めたが、消費者が出頭しなかった場合は、消費者が仲裁契約を解除したものとみなすものとする。

(5) 事業者は、消費者に対し、相当の期間を定めてその期間内に仲裁契約を解除するか否かを確答すべき旨を催告することができるものとし、消費者がその期間内に確答しないときは、仲裁契約を解除したものとみなすものとする。